

関係者 各位

法人事務長

## 令和8年度 処遇改善金支払いについて

- 1 加算対象期間 令和8年6月～令和9年3月まで
  
- 2 支払対象期間 令和8年6月～令和9年3月まで
  
- 3 支払額
  - (1) 経験(10年以上)技能職員 60,000円/月
  - ※経験技能職員……勤続10年以上の介護職員又は副主任以上の介護職員で法人が認めた者
  - (2) 介護職員 36,000円/月 ～ 38,000円
  - (3) 看護師・生活相談員等 20,000円/月
  - (4) 介護支援専門員・事務員等 10,000円/月
  - (5) 非常勤職員(勤務時による) 1,500円/月 ～ 20,000円/月
  
- 4 その他
  - (1) 毎月の給与に処遇改善手当として支給
  - (2) 稼働率等加算額により月支払額の変動有
  - (3) 令和9年5月加算額と支払額に差が生じた場合、精算払いの可能性あり

以上